

- 意見対象：重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のための基本的な方針（案）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-gov）、内閣府及び内閣官房国家サイバー統括室Webページに掲載
- 意見募集期間：令和7年11月7日～11月23日（17日間）
- 意見総数：38者（個人11、法人27）から114件

※意見内訳

はじめに 関係 1件

第1章 重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する基本的な事項 関係 15件

第2章 当事者協定の締結に関する基本的な事項 関係 9件

第3章 通信情報保有機関における通信情報の取扱いに関する基本的な事項 関係 9件

第4章 情報の整理及び分析に関する基本的な事項 関係 40件

第5章 総合整理分析情報の提供に関する基本的な事項 関係 18件

第6章 協議会の組織に関する基本的な事項 関係 7件

第7章 その他重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に必要な事項 関係 3件

基本方針全般 6件

その他 6件